

第2号様式(第10条関係)

平成31年 4 月 24 日

沖縄県議会議長 殿

沖縄県議会議員 赤嶺 昇



平成30年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第1項に基づき、別紙のとおり平成30年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

平成30年度 政務活動費収支報告書

議員名 赤嶺 昇

1 収 入 政務活動費 1,800,000 円

2 支 出

(単位:円)

項 目	支 出 額	備 考
調査研究費		
研 修 費		
広聴広報費	684,912	議会報告書・新聞折り込み・ポスティング代金 ホームページドメイン・ホスティング費用
要請陳情等 活 動 費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費	67,650	新聞購入費
事 務 所 費	972,490	事務所家賃、水道料金、電気料金
事 務 費	81,012	電話料金
人 件 費		
合 計	1,806,064	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残 余 0 円

経費区分別支出一覧表

経費区分 調査研究費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
1/31	議会報告書・新聞折込み代金	609,895	99.2/100	605,015
3/7	ポスティング代金	73,872	99.2/100	73,281
2/25	ホームページドメイン・ホスティング費用	13,233	50/100	6,616
A. 小計				684,912
B. (ガソリン代総額		- 費用弁償(交通費)総額) × 1/2
C. 支払証明書計				
充当合計(A+B+C)			/	684,912

経費区分 広聴広報費

領収証

赤松昇

様 No.

金額

¥73,872

但しホスティング代金 (H30.11月分) として
H31年 3月 7日 上記正に領収いたしました

内訳
現金
小切手 /
手形 /
消費税額 (%)



株式会社 ポスティングBeetびなわ
〒902-0064 沖縄県那覇市寄宮3丁目12番6号 大城ビル2-A
TEL : 098-855-1040

ポスティング代金

充当総額 ¥73,281

充当割合 99.2/100 (一部政務活動以外のものが含まれているため)

経費区分 広聴広報費

領収証 赤嶺昇

様 No. _____

金額						
			¥	1	3	233-

但しドメイン・ホスティング費用として

平成31年2月25日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額 712,253-
消費税額(8%) 980-

〒904-2203 沖縄県うるま市宇川崎468番地
いちい具志川じんぶん館

株式会社 シーラジャ
代表取締役 上江洲

TEL 098-982-4077

GR1418

ホームページドメイン・ホスティング費用

充当総額 ¥6,616

充当割合 1/2 (後援会情報等掲載しているため、二分の一計上)

広報紙充当可能割合確認票

議員名

赤嶺 昇

広報紙名	紙面割合
赤嶺ノボル 議会活動報告書	<ul style="list-style-type: none"> ●全体面積: $25.7\text{cm} \times 36.4\text{cm} \times 2\text{面} = 1870.9\text{cm}^2$ ●充当対象外記事: 面積計 = 13.8cm^2 ① $1.5\text{cm} \times 9.2\text{cm} = 13.8\text{cm}^2$ ●充当可能割合: $1 - (13.8\text{cm}^2 / 1870.9\text{cm}^2) = 0.9926 \approx 99.2/100$ 以下

赤嶺ノボル

沖縄県議会
副議長



議会活動報告書

① 本名

あけましておめでとございます
ごあいさつ

沖縄県民のみならず、あけましておめでとございます。本年も沖縄県議会副議長として、沖縄県議会基本条例に基づき、議員の職務及び活動原則、議会及び議員の果たすべき役割を明らかにするとともに、議会の機能を高め、県民の負担に的確にこたえ、もって県民の福祉向上及び県勢の発展に寄与していく決意です。

沖縄県の更なる発展のため、今後県政をチェックし、積極的に政策提言をしてまいります。

2019年も沖縄県民にとって良い年になるよう祈念致します。今後も、県民のみならず、ご指導・ご鞭撻をよろしくお願ひ申し上げます。

赤嶺 昇

2018年12月県議会 党派おきなわ 代表質問

赤嶺 昇

知事の政治姿勢について。
日米安全保障に対する知事の政治姿勢を伺います。



知事 (玉城元一)

私は、日米安全保障体制の必要性については理解をしております。しかしながら、戦後73年を経た現在もなお国土面積の約0.6%である本県に約70.3%の米軍専用施設が存在する状況は、異常としか言いようがありません。日本の安全保障が大事であるならば基地負担も日本全体で担うべきであります。

兵嶺 昇

自衛隊に対する知事の政治姿勢を伺います。

知事公室長 (池田竹州)

自衛隊は、多くの離島を抱える本県において、緊急患者空輸、不発弾処理、災害救助など、県民の生命財産を守るために大きく貢献しているものと考えております。



沖縄空手国際大会
生本環境委員会質疑



県議会副議長として議事進行

翁長雄志
前知事
ありがとう

翁長雄志前知事

赤嶺 昇

モノレールを西原町まで延伸することについて伺います。

企画部長 (川満誠一)

大型MIC E施設整備に伴う交通需要増への対応を検討するため、平成29年度に、モノレール延伸を含む新たな公共交通システムを導入した場合の課題等について調査を行いました。この結果、高架橋を設置する場合、中央帯が4メートル未満の道路については道路幅が必要となること、導入区間を運行している路線バスとの競合が考えられることなどが課題として確認されたところです。これらの課題を整理しつつ、今年度は、モノレール延伸等による自動車交通への影響などについて調査を進めているところです。

赤嶺 昇

県民所得の課題と今後の目標を伺います。

企画部長 (川満誠一)

平成27年度の1人当たり県民所得は216万6000円と順調に伸びておりますが、全国平均の7割程度の水準となっております。この要因としては、収益力の高い産業が十分に育っていないことなどが挙げられます。沖縄21世紀ビジョン基本計画では、社会経済展望値として平成33年度の1人当たり県民所得を271万円と見込んでおります。

赤嶺 昇

那覇空港の民営化についての見解を伺います。

企画部長 (川満誠一)

国においては、我が国の産業及び観光の国際競争力の強化や地域経済の活性化等に寄与することを目的に、国管理空港等の機能の強化及びその有効な活用による利用者の利便の向上を目指し、空港運営の民間委託を進めています。現在、仙台空港や高松空港において民間による運営が行われているほか、福岡空港、熊本空港、北海道内7空港で手続が進められています。

県としては、このような他空港の状況の把握に努めるとともに、県内経済界等とも連携しながら今後の那覇空港の運営のあり方について、調査検討してまいりたいと考えております。

赤嶺 昇

非正規雇用の現状と課題を伺います。

商工労働部長 (屋比久盛感)

沖縄県の非正規雇用の割合は43.1%となっており、平成24年調査から1.4ポイント改善したも



小田原視察調査

沖縄県議会 情報公開室

〒900-0021
沖縄県那覇市泉崎1丁目2番3号
電話 098-866-2632

議員事務所

〒901-2114
沖縄県清瀬市安波茶3丁目5番2号
電話 (FAX) 098-875-3374
携帯 090-2586-4722

皆様のご理解のご協力を待ち致しております。
行政相談等お困りのときは、お気軽にご連絡下さい。
こちらからお伺いさせていただきます。

騒音で授業中断 19校

17年11月 嘉手納町 外来機相次ぐ
騒音で授業が中断する公立校が19校に上った。騒音で授業が中断する公立校が19校に上った。騒音で授業が中断する公立校が19校に上った。

嘉手納町の公立校で、騒音で授業が中断する校が19校に上った。騒音で授業が中断する公立校が19校に上った。騒音で授業が中断する公立校が19校に上った。

赤嶺 昇
教育施設上空での米軍機の飛行実態を伺います
教育長（平敷照人）
平成 29 年 11 月に、嘉手納町、沖縄市、北谷町に所在する公立学校 42 校を対象に、騒音等による学習活動への影響について調査を実施いたしました。その結果、米軍機等の騒音による授業等への影響があった学校は、小学校 11 校、中学校 5 校、県立学校 3 校で、先生の声が聞き取りにくいや授業を中断した等の報告がありました。

赤嶺 昇
資格を持っていない保育士が1万人いながら、なかなか現場に戻らない。県は調査をしたということですが、資格を持っていない保育士が1万人いながら、なかなか現場に戻らない。県は調査をしたということですが、資格を持っていない保育士が1万人いながら、なかなか現場に戻らない。

教員の病休423人

17年度県内 前年度比10人増
2017年度に病休を取った県内公立学校の教員は423人で、前年度より10人増え、全体の在職教員（約5万1千人）に占める割合は約0.8%だった。うち精神性疾患による病休は171人で、前年度より8人増え、在職教員に占める割合は1.13%だった。

赤嶺 昇
教職員病休の実態を伺います
教育長（平敷照人）
平成 28 年度の教育職員の病気休職者数は、本県で3,413人、全国では7,758人で、在職者に占める割合は、それぞれ2.77%、0.84%となっております。そのうち、精神性疾患による病気休職者数については、本県では163人、全国では489人で、在職者に占める割合は、それぞれ1.09%、0.53%となっております。県教育委員会としましては、引き続き、保健師等による相談窓口の設置や学校訪問による面談、ストレスチェックの受検の促進等、教職員の健康管理に努めてまいります。

海外2拠点 存続検討

2代目副知事 OCV B閉鎖受け副知事
OCV B台北及び韓国事務所閉鎖にかかわる県の対応についてお答えいたします。
沖縄県としてお答えいたします。アジアのダイナミズムを取り込み、沖縄観光のさらなる拡大・発展を図るため、台湾及び韓国における海外拠点は重要であると考えておりますので、しっかりと対応してまいります。



赤嶺 昇
教育施設上空での米軍機の飛行実態を伺います
教育長（平敷照人）
平成 29 年 11 月に、嘉手納町、沖縄市、北谷町に所在する公立学校 42 校を対象に、騒音等による学習活動への影響について調査を実施いたしました。その結果、米軍機等の騒音による授業等への影響があった学校は、小学校 11 校、中学校 5 校、県立学校 3 校で、先生の声が聞き取りにくいや授業を中断した等の報告がありました。

赤嶺 昇
海外2拠点 存続検討
OCV B台北及び韓国事務所閉鎖にかかわる県の対応についてお答えいたします。
沖縄県としてお答えいたします。アジアのダイナミズムを取り込み、沖縄観光のさらなる拡大・発展を図るため、台湾及び韓国における海外拠点は重要であると考えておりますので、しっかりと対応してまいります。

経費区分別支出一覧表

経費区分 資料購入費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
毎月払	琉球新報(4月~8月・10月~3月分) 3075×11カ月分	33,825	全額	33,825 ✓
毎月払	沖縄タイムス(4月~8月・10月~3月分) 3075×11カ月分	33,825	全額	33,825 ✓
資料購入費 充当合計				67,650

経費区分別支出

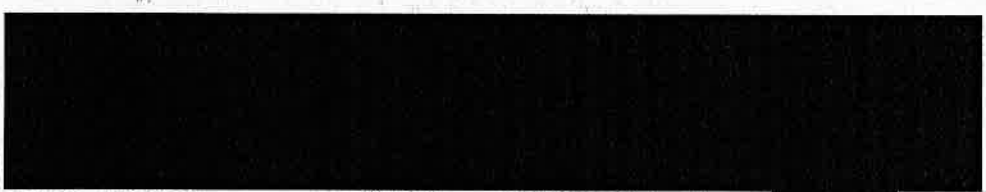
経費区分 資料購入費・事務所費
琉球新報・共信ハウジング

2

備考



30-05-07 WTU 3,075 シンホウ04カツファツ A



30-06-05 WTU 3,075 シンホウ05カツファツ B



30-07-05 WTU 3,075 シンホウ06カツファツ C

記号別

D.....現金入金 U.....後日記帳
DT.....振替入金 C1.....入金日の翌営業日12時 証券類による入金
W.....現金支払 C2.....入金日の翌々営業日12時 稱要術に払戻しのできる予定日を次の
WT.....振替支払 C3.....入金日の翌3営業日9時 とおり表示します
R.....訂正 C4.....入金日の翌3営業日12時 C100と「※」がある場合は12時以降

新聞代金 (琉球新報)

充当総額 ¥33,825

充当割合 10/10 (政務活動に関する情報収集のため)

※口座振替

経費区分別支出

経費区分 琉球新報・共信ハウジング

≡

3

備考

30-08-06 WTU 3,075 シンホウ07カツファン 7

[Redacted]

30-09-05 WTU 3,075 シンホウ08カツファン 8

[Redacted]

30-11-05 WTU 3,075 シンホウ10カツファン 10月

[Redacted]

30-12-05 WTU 3,075 シンホウ11カツファン 11月

[Redacted]

新聞代金 (琉球新報)

充当総額 ¥33,825

充当割合 10/10 (政務活動に関する情報収集のため)

※口座振替

経費区分別支出

経費区分 琉球新報・共信ハウジング

≡

4

備考

31-01-07 WTU	3,075	シンホウ12かツツパン 1/1	
31-02-05 WTU	3,075	シンホウ01かツツパン 1/1	
31-03-05 WTU	3,075	シンホウ02かツツパン 2/1	
31-04-05 WTU	3,075	シンホウ03かツツパン 2/1	

記号説明

D.....現金入金 U.....後日記帳
 DT.....振替入金 C1.....入金日の翌営業日12時 証券類による入金
 W.....現金支払 C2.....入金日の翌々営業日12時 摘要欄に払戻しのできる予定日を次の
 WT.....振替支払 C3.....入金日の翌3営業日9時 (とおひ表示します)
 R.....訂正 C4.....入金日の翌3営業日12時 C100と「※」がある場合は12時以降

新聞代金 (琉球新報)
 充当総額 ￥33,825
 充当割合 10/10 (政務活動に関する情報収集のため)
 ※口座振替

経費区分別支出

経費区分 資料購入費・事務費
タイムス、電話

30-05-07 WTU 3,075 916704ツキワキミナチ 4

30-06-07 WTU 3,075 916705ツキワキミナチ 5

30-07-09 WTU 3,075 916706ツキワキミナチ 6

30-08-07 WTU 3,075 916707ツキワキミナチ 7

新聞代金 (沖縄タイムス)
充当総額 ¥33,825
充当割合 10/10 (政務活動に関する情報収集のため)
※口座振替

経費区分 資料購入費

タイムス 8月分

お問い合わせ番号:0214-00159158
領収書 No:21290870
2018年8月分 領収書

赤嶺 昇 様

御購読
ありがとうございます。

合計	3,075	円
----	-------	---

銘柄	部数	金額
沖縄タイムス本紙	1	3,075

※ 上記の金額を、領収致しました。

沖縄タイムス
販売店 牧港中央販売センター
TEL 955-2309
店主 宮城 朝彦

領収日

※ 口座引落しができなかった為

新聞代金 (沖縄タイムス)

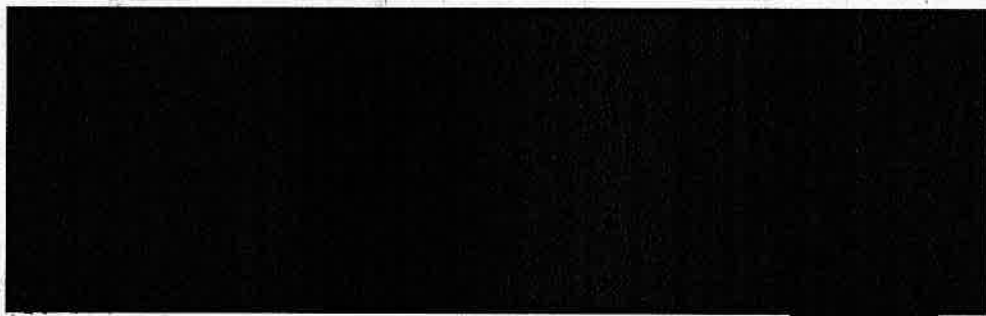
充当総額 ¥33,825

充当割合 10/10 (政務活動に関する情報収集のため)

※口座振替

経費区分別支出

経費区分 タイムス・電話



30-11-07 WTU 3,075 タイムス10ツキマシナチ 10



30-12-07 WTU 3,075 タイムス11ツキマシナチ 11

31-01-07 WTU 3,075 タイムス12ツキマシナチ 12



31-02-07 WTU 3,075 タイムス01ツキマシナチ 1

新聞代金 (沖縄タイムス)
充当総額 ¥33,825
充当割合 10/10 (政務活動に関する情報収集のため)
※口座振替

経費区分別支出

経費区分

タイムス・電話

31-03-07 WTU 3,075 9462029777777777 2

31-04-08 WTU 3,075 9462039777777777 3

新聞代金 (沖縄タイムス)

充当総額 ¥33,825

充当割合 10/10 (政務活動に関する情報収集のため)

※口座振替

経費区分別支出一覧表

経費区分

事務所費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
毎月払	事務所家賃(4月~8月・10~3月分) 80,065×11ヵ月分	880,715	全額	880,715 /
6/7	水道料金(4月・5月分)	3,061	全額	3,061 /
8/7	水道料金(6月・7月分)	3,061	全額	3,061 /
12/7	水道料金(10月・11月分)	3,061	全額	3,061 /
2/7	水道料金(12月・1月分)	3,061	全額	3,061 /
4/8	水道料金(2月・3月分)	3,061	全額	3,061 /
5/17	事務所電力料金従量電灯(4月分)	2,613	全額	2,613 /
6/18	事務所電力料金従量電灯(5月分)	2,613	全額	2,613 /
7/18	事務所電力料金従量電灯(6月分)	2,613	全額	2,613 /
8/16	事務所電力料金従量電灯(7月分)	2,613	全額	2,613 /
9/18	事務所電力料金従量電灯(8月分)	2,613	全額	2,613 /
11/16	事務所電力料金従量電灯(10月分)	2,613	全額	2,613 /
12/17	事務所電力料金従量電灯(11月分)	3,521	全額	3,521 /
1/21	事務所電力料金従量電灯(12月分)	2,613	全額	2,613 /
2/18	事務所電力料金従量電灯(1月分)	2,613	全額	2,613 /
3/18	事務所電力料金従量電灯(2月分)	2,613	全額	2,613 /
4/16	事務所電力料金従量電灯(3月分)	4,807	全額	4,807 /
5/17	事務所電力料金低圧電力(4月分)	3,685	全額	3,685 /
6/18	事務所電力料金低圧電力(5月分)	3,689	全額	3,689 /
7/18	事務所電力料金低圧電力(6月分)	3,781	全額	3,781 /
8/16	事務所電力料金低圧電力(7月分)	4,313	全額	4,313 /
9/18	事務所電力料金低圧電力(8月分)	8,576	全額	8,576 /
11/16	事務所電力料金低圧電力(10月分)	2,531	全額	2,531 /
12/17	事務所電力料金低圧電力(11月分)	2,404	全額	2,404 /
1/21	事務所電力料金低圧電力(12月分)	5,754	全額	5,754 /
2/18	事務所電力料金低圧電力(1月分)	3,473	全額	3,473 /
3/18	事務所電力料金低圧電力(2月分)	4,590	全額	4,590 /
4/16	事務所電力料金低圧電力(3月分)	1,829	全額	1,829 /
	事務所費 充当合計			972,490

経費区分別支出

資料購入費・事務所費
 経費区分 琉球新報・共信ハウジング

2

備考

30-04-09 WTU 83,126 共信ハウジング 4月

30-05-07 WTU 80,065 共信ハウジング 6月

30-05-17 WTU 3,685 共信ハウジング 5月 4月

30-05-17 WTU 2,613 共信ハウジング 5月 4月

30-06-07 WTU 83,126 共信ハウジング 6月

30-06-18 WTU 3,689 共信ハウジング 6月 5月

30-06-18 WTU 2,613 共信ハウジング 6月 5月

30-07-09 WTU 80,065 共信ハウジング 7月

30-07-18 WTU 3,781 共信ハウジング 7月 6月

3061 水道4.5月

D.....現金入金 U.....後日記帳
 DT.....振替入金 C1.....入金日の翌営業日12時 証券類による入金
 W.....現金支払 C2.....入金日の翌々営業日12時 摘要欄に払戻しのできる予定日を次の
 WT.....振替支払 C3.....入金日の翌3営業日9時 とおり表示します
 R.....訂正 C4.....入金日の翌3営業日12時 C100と「※」がある場合は12時以降

事務所費 充当合計 ¥972,490

事務所賃借料 (水道料金含む) 15,205

充当総額 ¥896,020

※内訳 80,065 × 11 カ月分 = 880,715

※口座振替

※充当割合 10/10 (政務活動のための専用兼事務所賃借料、光熱費)

※内訳 光熱費 (電気料金従量電灯) 31,845

光熱費 (電気料金低圧電力) 44,625

充当総額 ¥76,470

経費区分別支出

経費区分 琉球新報 共信ハウジング

経費区分	金額	内容	備考
30-07-18 WTU	2,613	共信ハウジング 7月 6日	
30-08-07 WTU	83,126	琉球新報 8月 3日	2061 水道 6-7月
30-08-16 WTU	4,313	共信ハウジング 8月 7日	
30-08-16 WTU	2,613	共信ハウジング 8月 7日	
30-09-18 WTU	8,576	共信ハウジング 9月 9日	
30-09-18 WTU	2,613	共信ハウジング 9月 9日	
30-10-09 WTU	83,126	琉球新報 10月 9日	
30-11-07 WTU	80,065	琉球新報 11月 7日	
30-11-16 WTU	2,531	共信ハウジング 11月 16日	
30-11-16 WTU	2,613	共信ハウジング 11月 16日	
30-12-07 WTU	83,126	琉球新報 12月 7日	2061 水道 10-11月
30-12-17 WTU	3,521	共信ハウジング 12月 17日	

事務所費 充当合計 ¥972,490

事務所賃借料 (水道料金含む)

充当総額 ¥896,020

※内訳 80,065 × 11 カ月分

※口座振替

※内訳 光熱費 (電気料金従量電灯) 31,845

光熱費 (電気料金低圧電力) 44,625

充当総額 ¥76,470

※充当割合 10/10 (政務活動のための専用兼事務所賃借料、光熱費)

経費区分別支出

経費区分 琉球新報・共信ハウジング

三

4

30年12月			備考
30-12-17 WTU	2,404	林カワテ"シヨク12月 1月	
31-01-07 WTU	80,065	林カワテ"シヨク1月 1月	
31-01-21 WTU	5,754	林カワテ"シヨク 1月 12月	
31-01-21 WTU	2,613	林カワテ"シヨク 1月 12月	
31-02-07 WTU	83,126	林カワテ"シヨク 2月 2月	3061水曜 12-1月
31-02-18 WTU	3,473	林カワテ"シヨク 2月 1月	
31-02-18 WTU	2,613	林カワテ"シヨク 2月 1月	
31-03-07 WTU	80,065	林カワテ"シヨク 3月 3月	
31-03-18 WTU	4,590	林カワテ"シヨク 3月 2月	
31-03-18 WTU	2,613	林カワテ"シヨク 3月 2月	
31-04-16 WTU	4,807	林カワテ"シヨク 4月 3月	3061水曜 2-3月
31-04-16 WTU	1,829	林カワテ"シヨク 4月 3月	

現金入金 U.....後日記帳
 DT.....振替入金 C1.....入金日の翌営業日12時
 W.....現金支払 C2.....入金日の翌々営業日12時
 WT.....振替支払 C3.....入金日の翌3営業日9時
 R.....訂正 C4.....入金日の翌3営業日12時

証券期による入金
 摘要欄に払戻しのできる予定日を次の
 とおり表示します
 C1〇〇と「※」がある場合は12時以降

事務所費 充当合計 ¥972,490
 事務所賃借料 (水道料金含む) ※内訳 光熱費 (電気料金従量電灯) 31,845
 充当総額 ¥896,020 光熱費 (電気料金低圧電力) 44,625
 ※内訳 80,065 × 11 カ月分 充当総額 ¥76,470
 ※口座振替 ※充当割合 10/10 (政務活動のための専用兼事務所賃借料、光熱費)

事務所概要申告表

議員名

赤嶺 昇

1. 物件の所在

住 所	浦添市安波茶3-5-2
電話番号	(098)875-3374

2. 所有区分

自宅兼事務所

自己所有物件

* 自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合はここまでで完了(署名・押印も不要)

専用兼事務所

賃貸事務所

・賃貸借契約先 []

・所有者 親族(続柄:) 関係会社 第三者

・議員との生計 議員と生計同一 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員

赤嶺 昇



賃貸人 氏名



住所

事務所概要申告表

議員名 赤嶺 昇

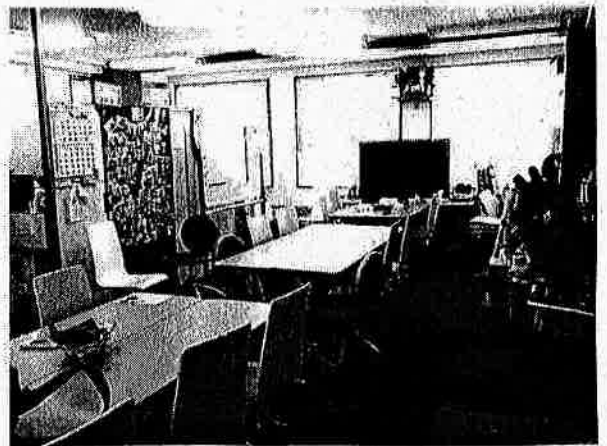
1. 事務所の状況

住 所	浦添市安波茶3-5-2
-----	-------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	10/10
------	-------

充当割合の説明:

当確事務所は政務活動専用兼事務所として使用しているため。

※やむを得ずその他活動で使用した場合は、当核月は充当しない。

(関係経費)

家賃(月額)	80,000円
その他	口座振替手数料 65円
	円

(充当額)

家賃(月額)	80,000円
その他	口座振替手数料 65円
	円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

赤嶺 昇



契 約 書

H16年 6月 11日

貸主



借主

赤嶺昇

〒903-0801
沖縄県那覇市首里末吉町4丁目1番地3
有限会社 共信ハウジング
TEL 098-884-3434

店舗・事務所賃借契約書

貸主 (以下「甲」という)と借主 (以下「乙」という) (以下「乙」という)
 店舗・事務所賃借契約書 (以下「本契約」という)に基づいて、以下の条件で本
 契約を締結した。

(1) 賃借物件の表示	名称	事務所	号室
	所在地	〒100-0001 東京都千代田区千代田 201	
	構造	鉄筋コンクリート造陸屋根 4階建	
	面積	59.50 m ²	
	付帯設備		
(2) 賃借条件	使用目的	事務所	
	賃料	月額 円 敷金 (賃料の1ヶ月分) 70000 円	
	管理費	月額 円	
	駐車料金	月額 円 借家人賠償責任保険 1年	
	保証金	円	
	契約期間	平成16年6月11日から平成18年6月10日迄の1年間	
	借主の解約権	解約の有効は、借主が申し入れた日から30日をもって発生する	
(3) 支払方法	1. 口座振替	2. 振込払い	3. 持参払い
	持参先		
	振込先	金融機関名 普通当座NO,	
	名義人		
	賃料は	月分を毎月7日に前払いするものとする。	
緊急連絡先	鍵番号 NO,	本	借主との関係
	氏名又は勤務先		
	住所又は所在地		
	電話番号		

(賃貸借の目的物)

第1条 賃貸借の目的物(以下「本物件」という。)は頭書(1)に記載するとおとしとする

(契約期間)

第2条 1、契約期間は、頭書(2)に記載するとおとしとする。
2、甲及び乙は、協議の上、本契約を更新することができる。

(使用目的)

第3条 乙は、頭書(2)に記載するとおり店舗・事務所を目的として本物件を使用しなければならない。

(賃料)

第4条 1、乙は、頭書(2)の記載に従い、賃料を支払わなければならない。
2、1ヵ月に満たない期間の賃料は1ヵ月を30日として日割計算した額とする。但し、契約の解約及び解除、消滅の場合には日割計算はしないものとする。
3、乙は、頭書(2)に記載に基づき解約の申入れをしした場合でも、解約の効力が発生する日までの賃料を支払わなければならない。
4、甲及び乙は、次の各号のいずれに該当する場合には、契約期間中でも協議の上、賃料を改定することができる。
一、土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不当になった場合
二、土地又は建物の価格の上昇又は低下その他経済事情の変動により賃料が不当になった場合
三、近隣の建物の賃料に比較して賃料が不当になった場合

(管理費・共益費等)

第5条 1、乙は、頭書(2)に記載する管理費・共益費及び雑費(以下「管理費等」という)を甲に支払い、固定資産税、地代及び修繕積立金は甲の負担とする。
2、前項の管理費等は、頭書(2)に従い支払わなければならない。
3、管理費等は、1ヵ月に満たない期間の場合であっても1ヵ月分を支払うものとする。
4、甲及び乙は、管理費等が前条第4項に準じる事由により不当となつたときは、協議の上管理費等を改定することができる。
5、電気・ガス・水道及び電話その他専用設備にかかる使用料金は乙の負担とする。但し、個別メーターを設置しない場合には、甲の請求に基づき支払うものとする。
6、衛生・防火・防犯その他乙として負担すべき費用等は、乙の負担とする。

7、トイレ・浴室・台所・上下水道等の故障について乙の使用方法に原因あるときは、乙の負担とする。

8、乙は、本契約と同時に借家人賠償責任保険に加入するものとする。

(敷金)

第6条 1、乙は、本契約が生じる債務の担保として、頭書(2)に記載する敷金を甲に無利息にて預け入れるものとする。
2、乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、管理費等その他の債務と相殺することができる。
3、乙は、敷金返還請求権を第三者に譲渡し、又は担保の目的に供してはならない。
4、賃料が増額された場合、乙は敷金を補填しなければならない。補填する敷金は、新賃料額を基準に頭書(2)に記載する月数分相当額とする。
5、甲は本物件の明け渡しがあったときは、遅滞なく敷金の〇%を償却分として差し引き乙に返還しなければならない。但し、契約日より1年以内の解約の場合は違約金として〇%を差し引き乙に返還しなければならない。

6、甲は本物件の明け渡し時に、賃料の滞納、現状回復に要する費用の未払いその他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には、当該債務の額を敷金から差し引くことができる。この場合には、甲は敷金から差し引く債務の額の内訳を乙に明示しなければならない。
(禁止又は制限される行為)

第7条

1、乙は、頭書(2)に記載の使用目的を変更してはならない。
2、乙は、甲の書面による承諾なく、本物件の全部又は、一部につき賃借権の譲渡、転貸若しくは使用貸借をなし、あるいは、本物件を第三者に使用させ、若しくは乙以外の名義を表示してはならない。
3、乙は、甲の書面による承諾なく、本物件に基づく一切の権利を第三者に譲渡し、又は担保の用に供してはならない。
4、代表役員の変更、株式譲渡等による経営主体の実質的変更は賃借権の譲渡とみなす。
5、乙は、甲の書面による承諾を得る事なく、本物件の増築、改装、移転、改造若しくは模様替え又は、本物件の敷地内における工作物の設置を行うてはならない。
6、乙は、甲の書面による承諾なく鍵(シリンダー錠を含む)の追加設置・交換・複製をしてはならない。
7、乙は、本物件において次に例示するような危険な行為、騒音、悪臭の発生その他近隣の迷惑及び共同生活を乱す行為や衛生上有害となる行為並びに本物件に損害を及ぼす行為等をしてはならない。但し、三四、五六については甲の書面による承諾がある場合にはこの限りでない。

- 一、鉄砲、刀剣類又は爆発性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
- 二、排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと
- 三、猛獣、爬虫類、犬、猫等の動物を飼育すること
- 四、階段、廊下等の共用部分を占有し、又は物品を置くこと
- 五、階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること
- 六、立ち入り禁止区域に立ち入ること

(借主の管理義務)

- 第8条 1、乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
- 2、乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3、乙は、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合、その事項を遵守しなければならない。
- 4、契約締結と同時に甲は、乙宛入居に必要な頭書(3)に記載する鍵を貸与する。これらの鍵は善良なる管理責任をもって保管且つ使用し、万一紛失又は破損した場合は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付をうけるものとする。但し、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。乙は、本物件の明け渡しの際、貸与をうけた頭書(3)に記載する鍵(複製した鍵があれば複製鍵全部)を甲に返還しなければならない。

(通知義務)

- 第9条 1、乙の住所・氏名・勤務先に変更がある場合は、直ちに甲宛文書にて通知しなければならない。
- 2、乙の連帯保証人に住所・名称・氏名・勤務先・電話番号に変更がある場合は、直ちに甲宛文書にて通知し、承諾を得なければならない。
- 3、乙は、本物件に電話を設置する場合は、電話番号が決まり次第、速やかに甲に通知しなければならない。
- 4、本物件が自然力その他原因により変異を生じた場合及び修繕を要する箇所が生じた場合には、乙は、速やかにこの旨を甲に連絡しなければならない。
- 5、乙は、緊急時の連絡先に変更がある場合は、直ちに甲宛文書にてその宛名と電話番号を通知しなければならない。
- 6、乙が、法人の場合において、乙の名称・所在地・役員等登録簿内記載事項に変更があった場合、直ちに登記簿謄本を添えて甲に通知しなければならない。

(緊急時の管理行為)

- 第10条 甲又は甲の指定する者は、火災による延焼を防止する必要がある場合あるいは、その他緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の不在時に立ち入ったときは、立ち入り後その旨を乙

に通知しなければならない。

(修繕)

- 第11条 1、甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合において、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
- 2、前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3、本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に3日以内に届け出て確認を得るものとし、その届け出が遅れたために甲に損害が生じた場合には、乙は、これを賠償する。

(契約の解除・消滅)

第12条 1、乙において次のいずれかの事由が生じた場合、甲は、何ら通知、催告を要せず即時本契約を解除することができる。

- 一、頭書(2)に定める賃料・管理費等を支払わない場合
 - 二、乙が本契約の各条項に違反した場合
 - 三、入居申込書の内容に虚偽の事実が認められた場合
- 2、乙において、本物件を使用するにあたり、次のいずれかの事由が生じた場合、甲は、何ら通知、催告を要せず即時本契約を解除することができる。

- 一、乙又はその同居人の行為が、本物件内の共同生活の秩序を著しく乱すものと認められた場合
- 二、乙又はその同居人に覚醒剤、売春など警察の介入を生じさせる行為があった場合
- 三、乙又はその同居人が、暴力団若しくは極左、極右暴力集団の構成員、又はこれらの支配下にあるものと判明した場合
- 四、乙又はその同居人が暴力団若しくは極左、極右暴力集団の構成員、又はこれらの支配下にあるものを本物件に反復・継続して出入りさせたり、近隣居住者の平穏を害するおそれのある行為があった場合
- 五、乙又はその同居人が、本物件を暴力団若しくは極左、極右暴力集団の事務所かアジトとして使用した場合、あるいは、第三者に同様の目的として使用することを許容した場合
- 3、天災・地震・火災等により本物件を通常の用に供することができなくなった場合又は、将来都市計画・公共事業等により本物件が取用又は使用を制限され、本契約が継続することができなくなった場合、本契約は当然消滅する。

(乙からの解約)

第13条 1、乙は、甲に対して解約の申入れをした場合には、頭書(2)とおり本

契約を解約することができる。
2, 前項の規定にかかわらず、乙は、1ヵ月分の賃料相当額を甲に支払うことにより、即時に本契約を解約することができる。

(明渡し)

第14条 1, 乙は、本契約が終了する日までに(第12条の規定に基づき本契約が解除された場合においては、直ちに)本契約を明渡ししなければならない。この場合において、乙は、乙又はその同居人、関係者の故意又は過失の行為により、本物件又は本物件の属する建物に破損、汚損、故障その他の損害(通常使用に伴い生じた損耗を除く)を生じさせたときは、甲の承諾のもとに、乙の費用負担で、本物件又は本物件の属する建物を原状回復しなければならない。但し、乙が任意に原状回復をしない場合には、甲は乙の費用負担のもとに原状回復することができる。その場合には、原状回復の内訳を乙に明示するものとする。

2, 乙は本物件の明渡しをするときは乙は本物件の明渡し日をその10日前迄に通知し立会日を協議しなければならない。但し、乙の債務不履行による解除により、直ちに明渡し場合を除く
3, 甲及び乙は、第1項の規定に基づき乙が行う原状回復の内容及び方法について協議するものとする。

4, 明渡しについては、乙は必ず残存物をすべて処理し、室内の清掃を済ませ、公共料金の清算を済ませた上で鍵を引き渡すものとする。乙の都合で遵守できないときは、乙の費用負担のもとで甲が残存物の処理等を行うことができる。

(立入り)

第15条 1, 甲及び甲の指定する者は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入り点検し、適宜な処置を講ずることができる。

2, 乙は正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づき甲及び甲の指定する者の立ち入りを拒否することはできない。

3, 本契約終了後において、本物件を貸借しようとする者又は、本物件を譲り受けようとする者が下見をするときは、甲及び下見をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

(損害賠償等)

第16条 1, 乙は本契約より生じる債務の支払いが遅滞した場合には、1日につき金——円の遅延損害金を支払わなければならない。

2, 乙が明渡しを遅延したときは、甲に対して賃貸借契約が解除された日又は、消滅した日の翌日から明渡し完了の日の日迄の間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

3, 乙又はその同居人・関係者の故意又は過失により本物件又は本物件の

属する建物に破損、汚損、故障、その他の損害を生じさせたときは、乙は遅滞なくその旨を甲及び関係者に連絡し、一切の損害を賠償しなければならぬ。

4, 甲はその責よらない火災、盗難等乙の損害若しくは本物件の使用を不能にする非常事態の発生による乙の損害については、責任を負わない。(立退料等の請求禁止)

第17条 1, 本契約が解除又は合意によって終了した場合には、乙は甲に対して移転料・立退料・設備及び備品等の買取り費等の名目の如何を問わず、一切の請求をする事はできない。(連帯保証人)

第18条 1, 丙は、乙と連帯して、合意更新、法定更新にかかわらず本契約が存続する限り、本契約から生じる乙の一切の債務を負担するものとする。

2, 丙は、丙の引受を証する実印を確定するために、印鑑証明書を添付しなければならない。

3, 第1項の連帯保証人が欠けるに至ったとき、又は連帯保証人として適当でないと認められたときは、乙は甲の請求に従い直ちに甲が承諾する者に連帯保証人を変更しなければならない。

(協議)

第19条 甲及び乙は、本契約並びにこの約款に定めがない事項あるいは条項の解釈に疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(訴訟管轄)

第20条 本契約に関する訴訟の管轄裁判所を本物件所在地の管轄裁判所とさ定める。

(特約事項)

貸主(甲)と借主(乙)は、本契約締結の証として本書一通を作成し、各自
その1通を保有するものとします。

平成16年6月11日

貸主 (甲) 住所 氏名

貸主代理人 宅地建物取引業者 免許証番号 () 第 号
所在地 商号・代表者氏名

宅地建物取引主任者 登録番号 () 第 号
氏名

借主 (乙) 住所 氏名

連帯保証人 (丙) 住所 氏名

連帯保証人 (丙) 住所 氏名

媒介業者 宅地建物取引業者 免許証番号 () 第 号
所在地 沖縄県那覇市首里末吉町
商号・代表者氏名 有限会社 共信八幡
代表取締役 仲原 功
宅地建物取引主任者 登録番号 第 号
氏名

管理受託者 所在地 沖縄県那覇市首里末吉町
商号・代表者氏名 有限会社 共信八幡
代表取締役 仲原 功

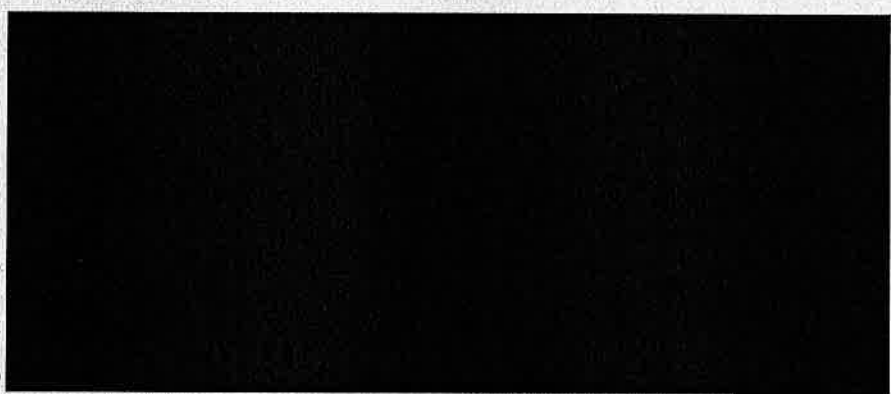
経費区分別支出一覧表

経費区分 事務費

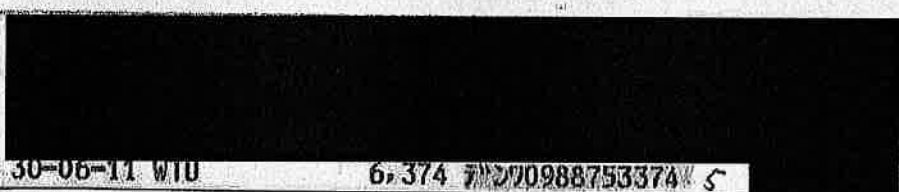
日付	使 途 内 容	支 出 額	充 当 割 合	充 当 額
5/10	事務所電話料金(4月分)	9,398	全額	9,398 /
6/11	事務所電話料金(5月分)	6,374	全額	6,374 /
7/10	事務所電話料金(6月分)	10,326	全額	10,326 /
9/10	事務所電話料金(7月分)	4,623	全額	4,623 /
9/10	事務所電話料金(8月分)	2,334	全額	2,334 /
11/12	事務所電話料金(10月分)	2,334	全額	2,334 /
1/10	事務所電話料金(11月・12月分)	4,668	全額	4,668 /
3/11	事務所電話料金(1月・2月分)	4,668	全額	4,668 /
毎月払	事務所用携帯電話(6月～3月)	72,574 /	1/2 /	36,287 /
事務費 充当合計				81,012

経費区分別支出

経費区分 資料購入費 事務長
タイムス 電話



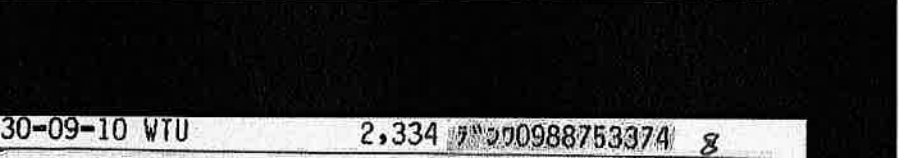
30-05-10 WTU 9,398 7700988753374 4



30-06-11 WTU 6,374 7700988753374 5



30-07-10 WTU 10,326 7700988753374 6



30-09-10 WTU 2,334 7700988753374 8

電話料金
充当総額 ¥44,725
充当割合 10/10 (事務所賃借料金に応じ全額充当)

経費区分 事務費

電話料金 7月分

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名 赤瀬 昇 様
お客様番号 4908-0425-62740
請求年月 2018年 7月分
ご請求金額 ¥4,623-

上記の金額を受領いたしました。
※金額を訂正したものと及び、取扱
日付印のないものは無効です。

NTTファイナンス株式会社

収入印紙貼付欄		領収日付印
---------	--	-------

(お客様控)

利用停止のお知らせ
NOTICE OF SUSPENSION OF COMMUNICATION SERVICE

先にNTTファイナンスよりご請求いたしましたお客様の表面ご請求金額につきまして、このままお支払いの確認がとれない場合には、NTT西日本の契約約款の規定に基づき、下記ご利用停止日にやむを得ずNTT西日本振替サービスのご利用を停止することがありますので、予めご了承ください。(お支払いの確認がとれるまでの間は、電話・ひかり電話・インターネットサービス等のご利用できなくなります。)

ご利用停止日 SUSPENSION DAY	2018年 9月12日
--------------------------	-------------

※料金回収代行分(注)は、利用停止の対象になりません。
(注)「料金回収代行分」には「他社利用分(ISP利用料等)」等を含みます。
※利用停止期間中の基本使用料等はお支払いいただきます。
※表面にあるお支払場所以外でお支払いいただいた場合は、お問い合わせ先までご連絡をお願い致します。ご連絡いただけませんとご契約中のサービスのご利用できなくなる場合がありますのでご注意ください。
※表面のご請求金額のお支払いがない場合は、他のご請求月の料金をお支払いされても、ご契約中のサービスのご利用を停止することがあります。また、現在ご利用中の他の回線がある場合には、同様にご利用できなくなることもありますのでご注意ください。
※他にもお支払期限を経過している未納料金がある場合は、継続してご利用を停止することがあります。

2018年 9月 2日
西日本電信電話株式会社

※ 口座引落としができませんでした

電話料金
 充当総額 ¥44,725
 充当割合 10/10 (事務所賃借料金に応じ全額充当)

経費区分別支出

経費区分 タイムス・電話

当座繰金（貸借繰入金）



30-11-12 WTU 2,334 円 200988753374 / 0



31-01-10 WTU 4,668 円 200988753374 / 1/2



電話料金
充当総額 ¥44,725
充当割合 10/10（事務所賃借料金に応じ全額充当）

経費区分別支出

経費区分

タイムス・電話

31-03-11 WTU

4,668 50988753374 1.2

電話料金

充当総額 ￥44,725

充当割合 10/10 (事務所賃借料金に応じ全額充当)